



鳥取県公報

令和2年2月18日（火）
第9177号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（46）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （47）（水産課）・・ 2 基本測量の終了（48）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 一般国道の区域の決定（49）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 港湾区域内の船舶の撤去（50）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 監査告示	鳥取県監査基準（1）・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（文化政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 落札者の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸 36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所	東伯郡北栄町瀬戸 36-2	訪問介護	令和2年1月 5日

鳥取県告示第47号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業

鳥取県告示第48号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地調査）
- 2 作業地域
 - （1） 成果不整合地域における基準点改測
八頭郡八頭町
 - （2） 電子基準点現地調査
米子市、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 令和2年1月31日

鳥取県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同

項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	倉吉市鴨河内字大境1704地先から同市中河原字タワノ上759-3地先まで	13.0~150.1	3186.0

鳥取県告示第50号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月18日

鳥取県鳥取港湾事務所長 山 根 一 美

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権原を有する者は、令和2年2月26日までに当該船舶を鳥取港の港湾区域内から撤去すること。

旧漁船登録番号	船名	所 在 地 (次の図に示すとおりとする。)
TT3-7612	第一弘進丸	鳥取市港町13-1

- 2 1の船舶を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県鳥取港湾事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査基準を次のように定める。

令和2年2月18日

鳥取県監査委員 小 林 敬 典
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 山 根 朋 洋
 鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

鳥取県監査基準

目次

- 第1章 一般基準（第1条-第6条）
- 第2章 実施基準（第7条-第11条）
- 第3章 報告基準（第12条-第16条）
- 第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本県の事務

の管理及び執行等について、法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 この基準において「監査等」とは、監査、検査、審査その他の行為のうち、次の各号に掲げるものをいい、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- （1）財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （2）行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （3）財政的援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- （4）決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- （5）例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- （6）基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- （7）健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- （8）業務適正化評価報告書審査 知事が作成した業務適正化評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることに鑑み、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性の維持及び確保をするための研さんに努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、監査委員の事務を補助する職員（以下「職員」という。）に対し、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、当該職員自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる監査等の質を確保するものとする。そのために、職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第7条 監査委員は、監査等（業務適正化評価報告書審査を除く、以下この条、次条第2項及び第13条第2項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(業務適正化に依拠した監査等)

第8条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、業務適正化の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、業務適正化に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第12条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるのと同時に、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び業務適正化評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

3 監査委員は、業務適正化評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 業務適正化評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第15条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第16条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 雑則

第17条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施のために必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年2月18日から施行し、令和2年度監査執行計画に基づく監査から適用する。ただし、勧告に係る規定は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度決算に係る定期監査から適用する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
とりぎん文化会館梨花ホール客席等更新業務 一式
- (2) 業務の仕様
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
- (4) 入札方法
ア 入札は、紙入札により行うものであること。
イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が家具・調度品類の家具及び機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年2月26日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成26年4月1日から本件公告の前日までの間に、客席数が1,500人以上の公立の劇場又はホールの客席の更新又は保守点検の実績を有する者であること。
- (4) ISO9001及びISO14001の認証を取得していること。
- (5) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) この公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。
- (8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

電話 0857-26-7839

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年2月18日（火）から同年3月19日（木）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年2月18日（火）から同年3月19日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 事前説明会の日時及び場所

ア 事前説明会日時

令和2年2月26日（水）午前11時

イ 場所

とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町101-5）

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月31日（火）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日（月）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎9階 第20会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に令和2年3月19日（木）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Service to be procured : Seats Equipment Renewal at Tottori Prefectural Torigin Bunka Kaikan Main Hall

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : noon, 19, March, 2020

(3) Time limit for the submission of tenders : 1:30PM, 31, March, 2020

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 30, March, 2020

(4) Contact point for the notice : Cultural Policy Division, Tottori Prefectural Government

1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan. Tel 0857-26-7839

 一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	I P R形移動用無線機（I P R-ML）一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和2年1月9日
4 落札者の名称及び所在地	三菱電機株式会社中国支社 広島県広島市中区中町7-32
5 落札金額	107,687,030円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和元年11月29日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220